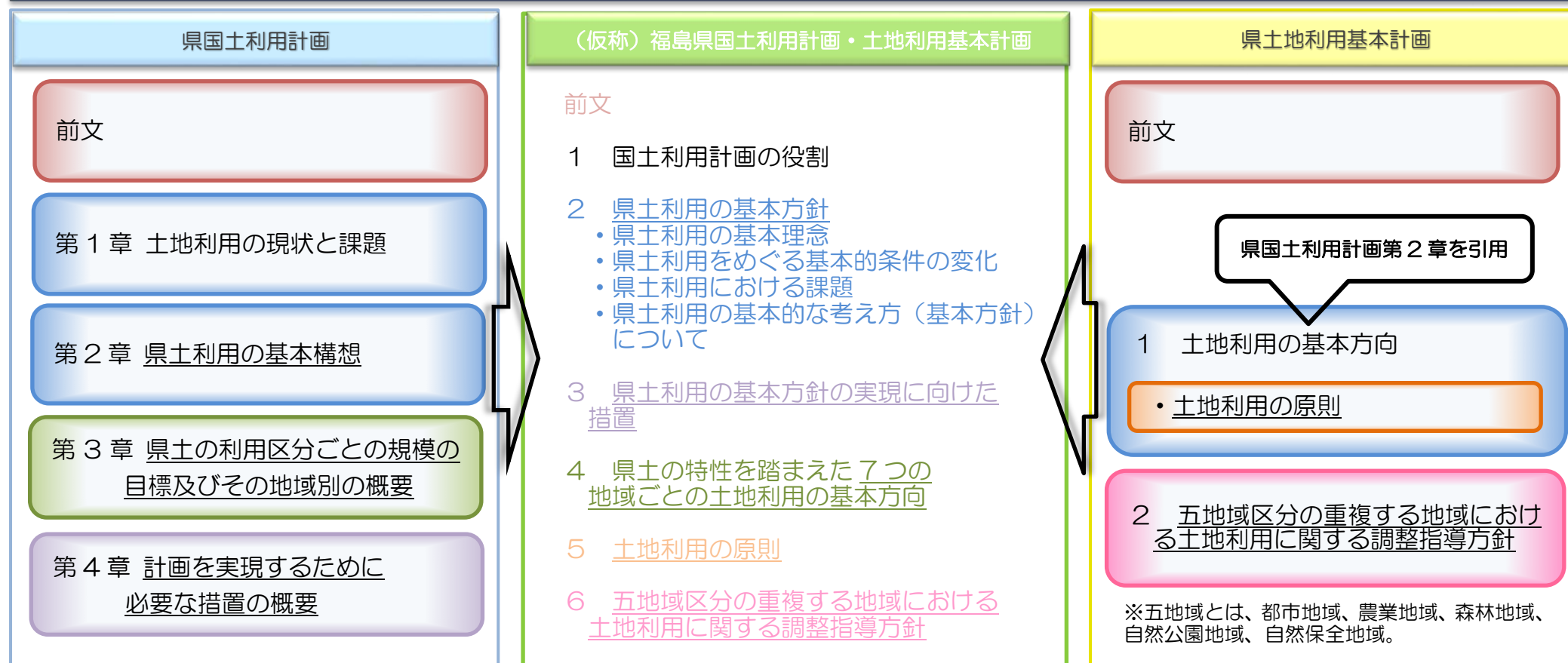


（仮称）福島県国土利用計画・土地利用基本計画の構成（案）について

**令和2年2月18日
企画調整部土地・水調整課**

福島県国土利用計画及び土地利用基本計画統合のイメージ



- ※1 下線部は、国土利用計画法（法第7条及び施行令第1条第2項並びに法第9条）に基づき定めるもの。
- ※2 県国土利用計画は、県が定めることができる（任意）計画。土地利用基本計画は、県が定めることとされている（必須）計画。
- ※3 策定する計画は、国土利用計画と土地利用基本計画の性格を併せもつものであり、県土利用の総合的方針を示す計画とする。
- ※4 県土の利用区分（農地、宅地等）ごとの規模の目標については、人口減少、景気の低迷、土地需要の低下等の現状に加え、将来においても人口減少が続くと予想され、再生可能エネルギーの導入拡大は見込まれるものの、全体としての開発圧力は弱まっていることなどから、数値目標の設定意義は薄れている。このため、新しい計画においては、各個別規制法に基づく諸計画における数値を掲載する。
- （参考）国土利用計画と土地利用基本計画の統合については、全国で11県（茨城県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、和歌山県、岡山県、山口県、香川県、高知県、長崎県）が実施している。

県国土利用計画

前文

- ・複合災害からの復旧・復興・再生に向けて改定した。
- ・県土利用における基本的事項を定めるものであり県土利用における行政上の指針である。

（仮称）福島県国土利用計画・土地利用基本計画

前文

※ 複合災害からの復興等県土利用をめぐる状況が大きく変化する中で、県土利用にあたっての総合的指針となる計画として、福島県国土利用計画・土地利用基本計画を策定する趣旨について記載する。

★観点の例は以下のとおり。

- ・本県を取り巻く状況が大きく変化している（復興に向けた土地利用の進展、急速な人口減少と少子高齢化、自然災害の多発化など）。
- ・新たな総合計画の部門別計画として、基本的な考え方を踏まえつつ、県土利用の有効利用を図ることを目的とする。
- ・国土利用計画と土地利用基本計画の性格を併せ持つものとし、県土利用の総合的方針を示す計画とする。

など

県土地利用基本計画

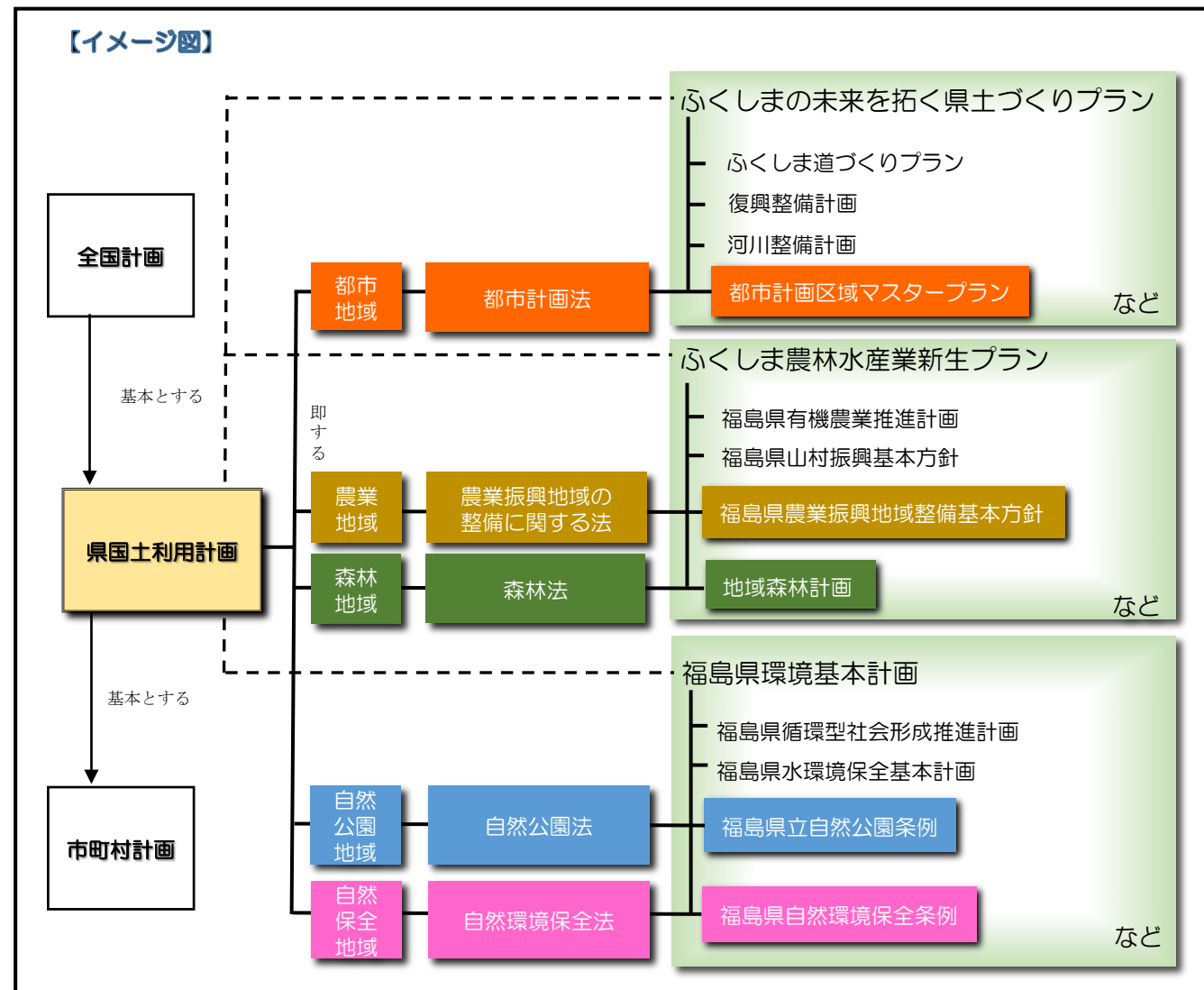
前文

- ・県土について、適正かつ合理的な利用を図るため国土利用計画法に基づき国土利用計画を基本として策定した。
- ・複合災害からの復旧・復興・再生に向けて見直した。
- ・個別規制法に基づく諸計画に対する上位計画で、行政内部の総合調整機能を果たしている。

(仮称) 福島県国土利用計画・土地利用基本計画

1. 国土利用計画の役割

※ 県土利用に関する基本的事項を定めるものであり、県土利用における行政上の指針（県のお計画の基本）となるものであるなど、国土利用計画の役割について記載する。



県国土利用計画

第1章 県土利用の現状と課題

- 1 県土の特性
 - （1）東北圏と首都圏の結節点
 - （2）広大な県土と豊かで多様な自然
 - （3）多極分散型の県土構造
- 2 県土利用をめぐる基本的条件の変化
 - （1）東日本大震災や原子力災害などが県土利用に与えた影響
 - （2）人口減少と少子高齢化の進行
 - （3）産業構造の変化
 - （4）地球環境問題の深刻化
 - （5）食料・資源・エネルギー問題の顕在化
 - （6）土地利用に対する意識の変化
- 3 県土利用の現状
- 4 県土利用の課題
 - （1）復旧・復興・再生へ向けた土地利用
 - （2）人口減少・土地需要減少局面における土地利用
 - （3）県土の安全性の確保
 - （4）環境負荷の低減
 - （5）自然環境や景観を生かした土地利用
 - （6）食料・資源・エネルギー問題への対応
 - （7）地域における県土管理
 - （8）総合的な視点の必要性

（仮称）福島県国土利用計画・土地利用基本計画

2. 県土利用の基本方針

（1）県土利用の基本理念

※ 県土利用をめぐる状況が大きく変化する中で、県土を適正に利用するための総合的な計画として県国土利用計画・土地利用基本計画は重要である。

国土利用計画法に定める土地利用にあたっての基本理念や、新たな総合計画の基本的な考え方を踏まえつつ、時代の要請に応え、限られた資源である県土の総合的かつ計画的な利用を通じて、県土の安全性を高め、持続可能で豊かな県土の形成を目指すという観点から記載する。

また、複合災害からの復旧・復興を踏まえつつ、県土発展を目指すということなどを記載する。

★記載内容の例は以下のとおり。

- ・ 県土は、現在及び将来における県民のための限られた資源
- ・ 新たな総合計画及び復興計画の着実な推進のための土地利用
- ・ 新生ふくしまに向けた県土づくり

など

県土地利用基本計画

- 1 土地利用の基本方向
 - （1）県土利用の基本方向
 - ①復旧・復興・再生のための土地利用
 - ②土地需要の量的調整
 - ③土地利用の質的向上
 - ④地域の活力を支える土地利用
 - ⑤県土利用の総合的マネジメントの推進

県国土利用計画

第2章 県土利用の基本構想

1 県土利用の基本理念

2 県土利用の基本方針

- （1）復旧・復興・再生のための土地利用
- （2）土地需要の量的調整
- （3）土地利用の質的向上
- （4）地域の活力を支える土地利用
- （5）県土利用の総合的マネジメントの推進

3 県土利用の基本方向

- （1）地域類型別
- （2）利用区分別

（仮称）福島県国土利用計画・土地利用基本計画

（2）県土利用をめぐる基本的条件の変化

※ 県土利用に当たって、以下のような基本的条件が変化していること、特に複合災害からの復興の進展状況について記載する。

- ・ 複合災害からの復興の進展
（復興が進んでいる：避難指示の解除や帰還困難区域における復興拠点の整備
復興が途上：4万人を超える避難者、風評・風化の問題）

- ・ 人口減少・少子高齢化の進行
（震災以降だけでも18万人を超える人口減少が継続）

- ・ 自然災害の多発化
（台風第19号等による甚大な被害の発生）

- ・ 再生可能エネルギーの導入拡大
（太陽光や風力など大規模な再生可能エネルギーの開発増加）

など

県土地利用基本計画

県国土利用計画

（仮称）福島県国土利用計画・土地利用基本計画

県土地利用基本計画

（３）県土利用における課題

※ 複合災害からの復興の進捗を踏まえた県土の特性や基本的条件の変化などの現状を踏まえつつ基本理念を実現する際の課題について記載する。

★課題の例は以下のとおり。

- ・ 複合災害からの復興の進捗を踏まえた土地利用
- ・ 人口減少・少子高齢化社会における県土の管理水準の低下への対応
- ・ 県土の安全性の確保
- ・ 景観や自然環境への配慮の必要性

など

県国土利用計画

（仮称）福島県国土利用計画・土地利用基本計画

県土地利用基本計画

（４）県土利用の基本的な考え方（基本方針）について

※ 現計画に基づく県土利用に関する施策や取組の達成状況などを踏まえつつ、新たな時代の流れや社会情勢の変化を的確に捉えながら、以下の視点を重視した県土利用の基本的な考え方について記載する。

※ 詳細については、資料２「福島県国土利用計画の策定に係る基本的な考え方の方向性等（基本方針）について」のとおり。

①県土の魅力を高め、より良い状態で次世代へ引き継いでいくために必要な土地利用

②活力ある県土づくりに向けた土地利用

③県土の安全性を高める土地利用

④持続可能な社会の実現に向けた土地利用

⑤人の営みと自然の営みが調和した土地利用

県国土利用計画

第4章 計画を実現するために
必要な措置の概要

- 1 復旧・復興・再生の実現に向けた
土地利用の推進
（１）津波被害からの復旧・復興・再生
（２）原子力災害からの復旧・復興・再生
（３）県土全般の復旧・復興・再生
- 2 土地利用の転換の適正化
（１）自然的土地利用の転換抑制
（２）農用地の利用転換
（３）森林や原野の利用転換
（４）大規模な土地利用の転換
（５）混住化の進行する地域における
土地利用転換
- 3 土地の有効利用の促進
（１）農用地の有効利用
（２）森林の有効利用
（３）水面・河川・水路の有効利用
（４）道路の有効利用
（５）宅地の有効利用
（６）低未利用地の有効利用
（７）有効な土地利用への誘導
- 4 災害に強い県土づくり
（１）災害に対する安全性を高める土地利用
（２）農用地や森林の持つ機能の向上
（３）災害に強いまちづくりの推進
- 5 環境の保全と美しくゆとりある県土利用
（１）環境への負荷の少ない土地利用
（２）適正な資源循環の確保
（３）豊かで多様な自然環境の保全
（４）生活環境の保全
（５）健全な水循環の確保
（６）大規模な開発事業への対応
（７）すぐれた景観の保全・形成
- 6 地域整備施策の推進
（１）広域的な連携・交流の促進
（２）特色ある地域づくりの促進
（３）地域の活力の向上
- 7 県土利用の総合的マネジメントの推進
（１）国土利用計画法等の適正な運用
（２）参画と連携による県土管理の推進
（３）原子力災害に対応した
総合的マネジメント
- 8 土地に関する基本理念の普及啓発及び
県土に関する調査の推進
- 9 計画の進行管理

（仮称）福島県国土利用計画・土地利用基本計画

県土地利用基本計画

3. 県土利用の基本方針の実現に向けた措置

※ 「1 県土利用の基本方針」を踏まえたうえで、計画を実現するために必要な措置について記載する。併せて、主要な施策について記載する。

★現計画の必要な措置は以下のとおり。

①復旧・復興・再生の実現に向けた土地利用の推進

②土地利用の転換の適正化

③土地の有効利用の促進

④災害に強い県土づくり

⑤環境の保全と美しくゆとりある県土利用

⑥地域整備施策の推進

⑦県土利用の総合的マネジメントの推進

⑧土地に関する基本理念の普及啓発及び県土に関する調査の推進

⑨計画の進行管理

県国土利用計画

第3章
県土の利用区分ごとの規模の
目標及びその地域別の概要

- 1 利用区分ごとの規模の目標
- 2 地域別の概要

(仮称) 福島県国土利用計画・土地利用基本計画

県土地利用基本計画

4. 県土の特性を踏まえた7つの地域ごとの土地
利用の基本方向

※ 新たな総合計画において策定される、7つの地域単位（地方振興局）の「地域別主要施策」を踏まえた土地利用の方向を記載する。

なお、県土の利用区分（農地、宅地等）ごとの規模の目標については、人口減少、景気の低迷、土地需要の低下等の現状に加え、将来においても人口減少が続くと予想され、再生可能エネルギーの導入拡大は見込まれるものの、全体としての開発圧力は弱まっていることなどから、数値目標の設定意義は薄れている。このため、新しい計画においては、各個別規制法に基づく諸計画における数値を掲載する。

★現計画の内容は以下のとおり。

①県北地域の概要

阿武隈川流域に、都市機能の集積がみられる一方、北部を中心に県内最大の果樹地域が広がっている。また、東北・山形新幹線や東北自動車道などの高速交通体系が整備されている。今後は東北中央自動車道の整備進展により、相双地域や県外との連携・交流が進むことが期待される。など

県土地利用基本計画

阿武隈川流域に広がる安積平野に都市機能が集積している。また、東北新幹線や東北自動車道、磐越自動車道、あぶくま高原道路を始めとした東西と南北の交通体系の整備が進んでいる一方で、避難指示区域等と阿武隈地域を通る東西連携道路等を始めとした交通基盤などの充実が課題となっている。

など

阿武隈川や久慈川などの源流域を有している。また、首都圏と隣接していることや東北自動車道や東北新幹線などの高速交通体系が整っており、アクセス面を生かした交流の促進が求められている。 など

飯豊山や磐梯山、猪苗代湖や裏磐梯の湖沼群など美しい自然環境と景観に恵まれている。また、会津縦貫南北道路の整備により首都圏や東北各県との連携強化が期待されている。一方で人口減少や高齢化の進行が顕著である。

など

県国土利用計画

（仮称）福島県国土利用計画・土地利用基本計画

県土地利用基本計画

⑤南会津地域の概要

尾瀬国立公園や広大なブナの原生林など広大な自然環境を有している。また、会津縦貫南道路などの整備進展により広域的な連携が期待されている。一方で、地域全域が過疎・中山間地域で、県内で最も過疎・高齢化が進んでいる。 など

⑥相双地域の概要

海、川、山の豊かで多様な自然を有した地域であるが、複合災害により沿岸部を始め地域全体が深刻な被害を受けるとともに多くの住民が避難を余儀なくされており、住民が安心して帰還できる環境のための除染が求められている。また、物流機能回復や防災上の観点等から道路やJR常磐線、相馬港などの交通・物流基盤の早期復旧・整備が求められている。 など

⑦いわき地域の概要

太平洋や夏井川・鮫川などの河川など多様で豊かな自然を有している。また、常磐自動車道など広域交通体系の整備が進んでいるが、東日本大震災により沿岸部を始め甚大な被害を受けた社会基盤の整備が求められている。一方で、常磐・磐越自動車道を中心とした広域交通体系や小名浜港の整備が進み、広域的な連携・交流の更なる発展が期待されている。 など

県土地利用基本計画

- 1 土地利用の基本方向
 - (2) 地域類型別の土地利用の基本方向
 - ①都市
 - ②農山漁村
 - ③自然維持地域
 - (3) 土地利用の原則
 - ①都市地域
 - ②農業地域
 - ③森林地域
 - ④自然公園地域
 - ⑤自然保全地域

★原則の主な内容については以下のとおり。

ア. 市街化区域については、都市施設の整備を計画的に推進するとともに、良好な生活環境を維持するために不可欠なものについては、積極的に保護・育成を図る。

イ. 市街化調整区域については都市的な利用を避け、良好な都市環境を保持するための緑地等の保全を図る。 など

- ア. 農用地区域内の土地については、農業生産基盤の整備を計画的に推進するとともに他用途の転用は行わない。
- イ. 農用地区域を除く農業地域内の農用地等については、農業以外の土地利用に関する計画等との調整を了しない場合及び計画等の存しない場合は他用途への転用は原則として行わない。 など

ア. 保安林については、適正な管理を行うとともに他用途への転用は行わない。
イ. 保安林以外の森林については、経済的機能及び公益機能の維持増進を図るものとし、林地の保全に特に留意すべき森林や施業方法を特定されている森林等については極力他用途への転用を避ける。 など

県国土利用計画

(仮称) 福島県国土利用計画・土地利用基本計画

県土地利用基本計画

④自然公園地域

- ア. 自然保護地区については、その指定の趣旨に即して景観の厳正な保護を図る。
- イ. 特別地域については、都市的利用、農業的利用等を行うための開発行為は極力避ける。
- ウ. その他の自然公園地域については、都市的利用又は農業的利用を行うための大規模な開発、自然公園としての風景地の保護に支障をきたすおそれのある土地利用は極力避ける。など

⑤自然保全地域

- ア. 原生自然環境保全地域については、その指定の趣旨に鑑み、自然の推移にゆだねる。
- イ. 特別地区については、その指定の趣旨に鑑み、特定の自然環境の状況に対応した適正な保全を図る。
- ウ. その他の自然保全地域においては、原則として土地の利用目的を変更しない。など

県国土利用計画

(仮称) 福島県国土利用計画・土地利用基本計画

県土地利用基本計画

6. 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針

※ 都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の五地域が重複する地域において、土地利用の優先順位、土地利用の誘導の方向、特に土地利用の調整が必要と認められる地域の土地利用上の留意すべき基本事項等について記載する。

- 2 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針
- (1) 土地利用の優先順位、土地利用の誘導の方向等
 - (2) 特に土地利用の調整が必要と認められる地域の土地利用調整上留意すべき基本事項

五地域区分の重複する地域の土地利用の調整指導方針

	五	地	域	区	分	都市地域			農業地域		森林地域		自然公園		自然保全			
五 地 域 区 分							市 街 化 調 整 区 域	その他	農 用 地 区 域	その他	保 安 林	その他	特 別 地 域	普 通 地 域	原 生 自 然 環 境 保 全 地 域	特 別 地 区	普 通 地 区	
都 市 地 域	市 街 化 区 域 及 び 用 途 地 域																	
	市 街 化 調 整 区 域																	
	そ の 他																	
農 業 地 域	農 用 地 区 域																	
	そ の 他																	
森 林 地 域	保 安 林																	
	そ の 他																	
自 然 公 園 地 域	特 別 地 域																	
	普 通 地 域																	
自 然 保 全 地 域	原 生 自 然 環 境 保 全 地 域																	
	特 別 地 区																	
	普 通 地 区																	
	相互に重複している場合は、矢印方向の土地利用を優先する。																	
	相互に重複している場合は、両地域が両立するよう調整を図る。																	
	原則として都市的な利用を優先するが、緑地としての森林の保全に努める。																	
	森林としての利用の現況に留保しつつ、森林としての利用との調整を図りながら都市的な利用を認める。																	
	原則として農用地としての利用を優先するものとするが、農業上の利用との調整を図りながら森林としての利用を認める。																	